

有償運送の運営協議会設置状況に関する調査の概要

(1) 実施主体

「移動サービス市民活動全国ネットワーク（全国移動ネット）」

1998年9月設立。「移動」を基本的人権の問題として捉え、障がい者・高齢者の生活圏の拡大を図るために、市民活動としての移動サービス活動の基盤強化を図ることを目的としている。2005年3月現在約190団体・個人が加盟。移動サービスに関する情報収集と発信、移動サービス団体の運営の支援、移動サービスに関する研修や啓発活動などを行っている。

〒156-0626 東京都世田谷区船橋 1-1-2 山崎ビル 204号
tel ; 03-3706-0626 fax : 03-3706-0661

(2) 調査方法

都道府県宛に運営協議会状況、課題等を問う調査票を作成し、各都道府県単位の移動サービス団体によるネットワークまたは都道府県担当課職員へ送付、回答を得た。一部に当会理事・事務局が電話で聞き取り、回答を記載した県がある。

(3) 調査実施期間

2006年5月17日～5月31日

(4) 調査項目

- 「設置状況（県内の大まかな設置割合）」
- 「運営協議会の数、運営協議会で了承された団体数（〇月現在）」
- 「地域で起こっている問題や課題」
- 「移動サービスを提供している任意団体・ボランティア団体の動き」
- 「活動を止める団体の数・割合」
- 「セダンを使用している団体の4月以降の動向」
- 「サービス提供団体側で起こっている問題や課題」

(5) 結果概要

- ・ 47都道府県のうち、NPOが申請をしたいとするときに申請ができる状況にある都道府県が半数余（26）。その他の県で利用者及び移動サービス実施団体が運営協議会設置や運営に関して苦悩している状況が見て取れる。
- ・ 全国で、これまでに約1,600団体余が運営協議会で許可申請を了承されている。通達が出された当初移動サービス実施団体が全国に2500～3000あると言われていたことに自由記述の回答を重ね合わせると、了承を得ていない団体は、運営協議会設置を待ち続けている、移動サービスを止めた、無償運送の団体に切り替えた、あるいは諦めて4条43条許可に走ったと考えられる。
- ・ 運営協議会が開催された地域では、タクシー業界の意見によって通達にない制限がつけられるなどローカルルールが付加されるケースが少なくない。自治体がタクシー業界の意見の反映や調整に終始し、利用者不在のまま議論が進められるために、利用者が利用制限を受ける事態を招いている。
- ・ 改正法施行後は、セダン型車両も使用を認められるが、現行の80条許可基準では、セダン特区認定地域以外でのセダン型車両（正確には福祉車両）の使用は認められていない。セダン特区になっていない地域で、これを厳密に解釈し、セダン型車両によるサービス提供を取りやめる団体や使用しないように指導する自治体がある。

以上